

## ○相談窓口

まずは相談、わからないこと、聞いてみたいことがありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

内容	相談先	場所	電話番号
漁業への新規就業	鳥取県水産課	鳥取県庁 (鳥取市東町1-220)	0857-26-7314
自分の船を持ちたい	鳥取県水産課	鳥取県庁	0857-26-7314
	地区の漁業協同組合※		
漁船の乗組員として働きたい	鳥取県水産課	鳥取県庁	0857-26-7314
	地区の漁業協同組合※		
	中国運輸局鳥取運輸支局境庁舎	境港市昭和町9	0859-42-2169
	ハローワーク米子	米子市博労町 4-169-1	0859-33-3911

※境港地区：鳥取県漁業協同組合境港支所 境港市中野町 3305 0859-44-0225

## ○各種支援制度

ここでは具体的な支援制度をご紹介します。

利用される方、研修等で受け入れる漁業経営体、それぞれに支援があります。

項目	内容	受入先への支援	利用者への支援	制度の名称
乗組員として働きたい方に	乗組員・従業員として漁業経営体に雇用されながら、最大1年間実践的な研修を行います。	研修生を受け入れる漁業経営体に費用補助があります。	受入先と雇用契約を結び、期間中の賃金の支援や各種保険加入などがあります。	漁業研修事業 (雇用型)
経営者として独立したい方に	漁業技術を取得するため指導者によるマンツーマンで最大3年間の研修を行います。	漁業協同組合に指導料や漁業技術習得に必要な漁具購入などへの補助があります。	作業従事に対し、アルバイト代を支給、県外からの移住者に移住費用の一部を補助します。	漁業研修事業 (独立型)
	新たに漁業に就業する方に、必要な漁船・機器等を漁協が貸与します。		高額となる漁船・機器等をリースで利用できます。リース期間や返済額等は漁協と相談して決めます。	漁業経営開始 円滑化事業

※各種制度については、鳥取県水産課のホームページや相談窓口等でご確認下さい。